令和２年第１回阿武町議会定例会　会議録

第　３　号

令和２年３月 23 日(月曜日)

開　会　14 時 00 分　～　閉　会　17 時 15 分

議事日程

開会　　令和２年３月23日（月）14時00分

開会の宣告

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議案第１号　第７次阿武町総合計画の策定について

日程第３　議案第２号　阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例

日程第４　議案第３号　阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第５　議案第４号　町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

日程第６　議案第５号　阿武町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第７　議案第６号　阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第８　議案第７号　阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第８号　阿武町使用料条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第９号　指定管理者の指定について

日程第11　議案第10号　阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について

日程第12　議案第11号　山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第13　議案第12号　令和元年度阿武町一般会計補正予算（第４回）

日程第14　議案第13号　令和元年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第４回）

日程第15　議案第14号　令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第３回）

日程第16　議案第15号　令和元年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１回）

日程第17　議案第16号　令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第４回）

日程第18　議案第17号　令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）

日程第19　議案第18号　令和２年度阿武町一般会計予算

日程第20　議案第19号　令和２年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算

日程第21　議案第20号　令和２年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算

日程第22　議案第21号　令和２年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第23　議案第22号　令和２年度阿武町介護保険事業特別会計予算

日程第24　議案第23号　令和２年度阿武町簡易水道事業特別会計予算

日程第25　議案第24号　令和２年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算

日程第26　議案第25号　令和２年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番		市　原　旭
2番		池　田　倫　拓
3番		伊　藤　敬　久
4番		小　田　高　正
5番		清　水　教　昭
6番		田　中　敏　雄
7番	副議長	中　野　祥太郎
8番	議　長	末　若　憲　二

欠席議員　なし

説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長（総務課長事務取扱）	中野貴夫
教育長	能野祐司
まちづくり推進課長	藤村憲司
健康福祉課長	梅田晃
戸籍税務課長	工藤茂篤
農林水産課長	野原淳
土木建築課長	田中達治
教育委員会事務局長	藤田康志
会計管理者	三好由美子
福賀支所長	小野裕史
宇田郷支所長	水津繁斉

欠席参与　**なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	俣野有紀
議会書記	高橋仁志

開会　14時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。こんにちは。ご着席ください。

議員の皆様には、令和２年第１回阿武町議会定例会最終日の出席ご苦労様です。本日の出席議員は、８人全員です。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、採決です。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、７番、中野祥太郎君、１番、市原　旭君を指名します。

日程第2　議案第1号から日程第12　議案第11号まで

○議長　日程第２、議案第１号から日程第12、議案第11号までの11件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案11件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長（市原　旭）　それでは、３月13日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案25件のうち、まず議案第１号から議案第11号まで11件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第１号、第７次阿武町総合計画の策定について、審議に入りました。第

７次阿武町総合計画について、これまで複数回の計画審議会を経て更に議会に対しても説明があり意見を述べて来た経緯があります。議決すべき事件とする旨の説明を受けて質疑に入りました。住民に対して、何処までどのように報告されるのか、或いはダイジェストにして報告されるのか、それは、いつ頃配布されるのか。また、その計画は出来ているのかと質疑があり、それに対し 議会の議決を受け早々にダイジェスト版の着手に入る。前回、５年前のものよりもボリュームがあるものとなりそうで、５月の広報と一緒の配布をめざしている。また、ケーブルテレビ、ホームページを使って知らせていきたい、と答弁がありました。それに対して再び、それらの日程、スケジュールについての質疑があり、議決されればホームページであればすぐにでも報告出来るが、ケーブルテレビは、収録の関係もあり５月となるとの答弁がありました。更にそれに対し、これまでスケジュール、計画といったものが全く示されずまちづくり推進課の動き、審議会の動きも分からなかった。今後は、提示していただきたいという質疑があり、対応したいと答弁がありました。また、今回、この阿武町総合計画に係わった参与だけでなく若手の職員も含めた各課横断的に取り組む意気込みを伺いたいとの質疑があり そのように意気込みを持って取り組んでいきたいと答弁がありました。また、総合計画について、チェック機能はどのようになっているのかとの質疑に対し、この後の議案でも触れますが住みよいふるさとづくり計画審議会は、これまで計画を立てるまでが任務でしたがその後の検証まで出来るように条例を変更しようと考えている。委員さんの住民的目線で評価していただき今後の展開に生かしていきたいとの答弁がありました。ここで他の質疑がないか尋ねたところ、異議なしの声があったため「異議が無いようですので原案のとおり可決すべき事に 決しました。」と宣言をしましたが、委員から議場での採決について挙手、或いは起立などの意思表示を行うかとの質疑があり、これから５年、10年後の世情を考えた時に意思表示は

慎重になってくる、今日この委員会で決める事は出来ない、議場で議員各位の意思を表す採決をお願いしたい、との意見があり、議長が「では、そのような手法をとりたい」と判断を示されました。ただ、特別委員会としては、一定の方向を示す事が委員会に付託された本来の意味である事から、委員の意見をまとめ委員長報告とすべきと判断し、各委員に挙手を求め、多数決を経て改めて原案のとおり可決すべき事に 決しました。

次に 議案第２号、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例、の審議に入りました。 条例の改正の施策に関する、或いは検証に関する、町長が必要と認める、といった語句が並ぶがその説明を求めるという質疑がありました。 それに対し、審議会委員20名で審議をしていただき策定に係わっていただいている。今回審議委員から、更に検証にも係わりたいとの意見もあり２条で改めた。５月、６月あたりに、住みよいふるさとづくり計画委員会を経て、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会を行い、事業の進捗、成果について協議したい。実施計画のローリング、新年度の予算に生かしていく。また、町長が必要と認めるといった事は、特別な事態が発生した時に対応するためのものだと答弁がありました。それに対し、答えが甘い、語句が意味する範囲が広すぎる、また検証は、何度されるのかといった質問が更にありました。住みよいふるさとづくり計画委員会は、都度、課長が行っている。ここでいう阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会での検証は、各委員も納得されている。また、議員においては、議会で審議出来ると考えているとの答弁がありました。他の委員から、今回、総合計画の策定に関して執行部が３度も中間案を開示している。いわゆる見える化をしている。それにより厳しい指摘も受けられている。その事は評価をしている。といった質疑もありました。他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に　議案第３号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、議案第４号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、議案第５号、阿武町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、の審議に入りました。３件いずれも、質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に　議案第６号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例、の審議に入りました。住宅にお住まいのご夫婦で何らかの理由でお一人になられた場合どうなるのかという質疑がありました。それに対し、公営住宅で過疎地域であれば単身者になっても夫婦と見なすといった規定もあって、そのまま居住可となるとの答弁がありました。また、連帯保証人の数が２名から１名となっていたがという質疑がありました。それに対し、今回の民法改正では、保証人はいらないという指針であったが、阿武町では、入居者が亡くなられた時の連絡先、滞納があった場合などの対応等の理由から１名としたと答弁がありました。また、町営住宅では、敷金はあるのかという質疑に対して２ヶ月分いただいていると答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第７号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例、議案第８号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例、は関連があるので一括で審議、次に、議案第９号、指定管理者の指定について、議案第10号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について、議案第11号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、を審議しました。６件いずれも質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました 議案第１号から議案第11号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長　以上で委員長の報告を終わります。続いて、質疑、討論を省略し採決を行います。採決は１議案ごとお諮りします。

まず、議案第１号、第７次阿武町総合計画の策定についてお諮りします。採

決の方法は、会議規則第81条第１項の規定により、起立によって行います。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長　お座りください。起立多数であります。

よって、議案第１号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第２号、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第２号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第３号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第３号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第４号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第４号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第５号、阿武町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改

正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第５号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第６号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第７号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第７号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第８号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第８号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第９号、指定管理者の指定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異

議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第９号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第10号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第11号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13　議案第12号から日程第18　議案第17号まで

○議長　日程第13、議案第12号から日程第18、議案第17号までの６件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案６件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長　それでは、引き続きまして、議案第12号から議案第17号まで６件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第12号、令和元年度阿武町一般会計補正予算（第４回）の審議に入りました。歳出から質疑をいたしました。

２款総務費１項総務管理費２目財産管理費15節、総務課カウンター設置工事について質疑がありました。情報漏洩の対策として議員からの意見もありカウンターを設置した。当初は戸惑いがあったが、我々も住民も徐々に慣れて来た、また、マスコミ対応といった意味もあり、現在では、必要に応じて別室で対応するようにしている、との答弁がありました。また、委員から別室が足らないのであれば使用目的が議員となっている部屋、例えば議長室等の使用も議員としては可であるが、使用を検討されてはとの意見がありました。

８目企画振興費19節負担金補助及び交付金、地域滞在型交流促進事業補助金で100万円減となっているとの質疑がありました。それに対し、当初予算に計上した町の縁側事業の中で体験事業として遊漁券を検討し漁師の方々と先進地視察を行ったが、本事業は使わず、参加者の人数を絞って地方創生交付金を用い、町の縁側推進プロジェクトの中で行った。こういった事からも漁業者との合意形成は図られて来ていると思うし、観光戦略づくり阿武町版ＤＭＯ仮称「阿武町稼げる町づくり協議会」として検討していきたいとの答弁がありました。続きまして、３款民生費１項社会福祉費８目プレミアム付商品券事業費19節負担金補助及び交付金、プレミアム商品券で大きなマイナスが見られるとの質疑がありました。これに対し、根拠として当初平成28年に臨時福祉給付金という事業があり、これの対象が934人だった。更に今回３歳未満の方という要件がプラスされたので 965人を見込み 1,000人として計上した。実際に住民税非課税者が確定した時点で対象者868人に申請案内を行ったが、 受給者はこれを受け申請するといった手間が発生し 煩わしさが足かせになったと見られる。更に発行した券も引き換えに至っていない状況もあり伸び悩んでいるとの答

弁がありました。２項児童福祉費１目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金、みどりママの会活動補助金について、会の活動内容について質疑がありました。これに対しみどり保育園のお母さんの会で、母親クッキング、小物づくり、公園の安全点検、講演会、保育園の遊具の塗装などをしておられると答弁がありました。また、多子世帯応援保育料軽減事業補助金がなくなったのだが多子世帯に対して何か補助的なものはないかという質疑がありました。それに対し多子世帯だけでなく全員の保育料が無料になった。県の事業だが、第３子以降に新年度からお祝い状と県産米お米券５kgが12枚をもらえる制度が始まるとの答弁がありました。続きまして、６款農業水産業費３項水産業費１目水産業政策費19節負担金補助及び交付金、漁業経営構造改善事業補助金について質疑がありました。県の補助金を受け、株式会社宇田郷定置網が加工施設を取得する事、また、その設備について具体的に適切な答弁がありました。また、７款１項商工費２目観光費13節委託料、阿武町ゆるキャラ制作委託料について質疑がありました。無角和牛のゆるキャラを作成する予定だったが一時程の話題性が見込めなく他の方法で町をＰＲしたいと考えているとの答弁がありました。また、折角の職員の意見だったと思うがそれが通らなかった事について発案した職員はどう思ったかという質疑がありました。当初計画を立てた経済課時代には、複数案のキャラがあったのだがゆるキャラよりもＤＭＯ的な形で進めていくという事とし補正で減額したと伝えると本人も納得していたとの答弁がありました。９款１項１目消防費13節委託料、消防救急事務委託料で、出動件数について質疑がありました。昨年１年間で、町内で165件の出動件数があり157人が搬送されたと答弁がありました。

続いて、歳入について質疑に入りました。特に質疑はありませんでした。繰越明許費について 会計上やむを得ないのか、業務を怠ったからなのか、という質疑ありました。それに対し、例えば用地交渉など相手のある事なのでどう

しても時間のかかる案件もある。また、専門業者でなければ出来ないものもあり業者の対応待ちといった事も発生してくる。急かせると事故に繋がる事も考えられる。といった答弁がありました。その他質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第４回）、議案第14号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第３回）、議案第15号、令和元年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１回）の審議に入りました。３件ともに 質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第４回）の審議に入りました。３款地域支援事業費１項１目介護予防・生活支援サービス事業費13節委託料、第１号訪問事業委託料、第１号通所事業委託料で第１号の意味について質疑がありました。執行部より適切な答弁がありました。その他質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）の審議に入りました。歳入の５款諸収入１項１目１節雑入の詳しい内容を聞きたいとの質疑がありました。木与防災事業の工事に水道管が影響を受けるために配管の仮設を布設するという事で発生したものであると答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第12号から議案第17号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長　以上で委員長の報告を終わります。

続いて、これより採決を行います。採決の方法は、挙手により一括して行います。

お諮りします。議案第12号、令和元年度阿武町一般会計補正予算（第４回）

から、議案第17号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）までの６件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第12号から議案第17号までの６件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19　議案第18号から日程第26　議案第25号まで

○議長　日程第19、議案第18号から日程第26、議案第25号までの８件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案８件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長　続きまして、議案第18号から議案第25号まで８件の審議の内容と結果を報告いたします。

議案第18号、令和２年度阿武町一般会計の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑をいたしました。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費17節備品購入費の、コミュニティ備品の内訳について質疑がありました。リヤカー４台、テントウエイト150台を購入する予定としている。購入時は、入札を行いたいと答弁がありました。２目財産管理費14節工事請負費で、防犯カメラ設置工事について設置場所について質疑がありました。現在庁舎内に６ヶ所設置しているが、今後、駐車場と総務課に各１ヶ所ずつ増設したいと枠取りも含め考えていると答弁がありました。３目ふれあいセンター費12節委託料、図書コーナー等整備工事設計業務委託料について質疑がありました。答申が出て令和２年度に設計に入るという

事になっている。公民館運営審議会でも更に検討し、年度内に設計を完成させたいという答弁がありました。また、公民館運営審議会、検討委員会でご意見を頂戴しているので、住民説明会等は検討していないとの答弁もありました。５目基金積立金24節積立金、ふるさと振興基金（ふるさと寄附分）について年々少なくなって来ているが何か工夫をされて基金を増やす事をされているのかと質疑ありました。それに対して、最大のピークは1,300万円というのがあり その時の積立が700万円というのがトップだったが、その後、カタログショッピング的な事になり総務省からも是正があり金額の偏りが見えて来ている。町として魅力ある返礼品の提供を考えているが、新しい形としてソフト的な暮らしの見守りであるとかも検討している。また、ウエカツ効果が期待できるところから鮮魚、干物等の水産加工品、ナベルの折りたたみ式ソーラーパネルなど、新しい品の提供も考えていると答弁がありました。それを受け、委員から町の縁側事業のキャンプ場利用に関するものも検討されてはどうか、と質疑があり、当然検討している。その他、町内の民宿、ゲストハウス等の利用、飲食なども考えているとの答弁がありました。６目情報政策費12節委託料で、逮捕者も出ている電気通信工事会社エフテックが絡んでいる委託料はどれか、という質疑がありました。委託していたのは、阿武町広域ネットワークリモート保守委託料だけである。新年度からは、他の業者に委託する事も検討している。またその時には、競争入札を行うとの答弁がありました。７目企画総務費７節報償費、新たな地域づくり調査研究講師謝金及び８節旅費、新たな地域づくり調査研究旅費について、その内容について質疑がありました。それに対して町づくりアンケート等で出てきた小さな困り事、交通体系、ゴミ出しなど地域の互助といった道を探してみたいとする新しい事業で、先般、福賀地区で福賀の暮らしを地域で考える会といった催しを先行して行った。これは、県の専門家派遣事業を利用しファシリテーター、講師を招いた地域づくりの勉強会

でそれについて関心のある住民が自主的に集まり学習した。このような事を今後３地区で広げていきたいと考えていると答弁がありました。同じく１節報酬、地域おこし協力隊や集落支援員について、折角阿武町に縁があって来てくれ活動をしてくれているのに、その内容があまりＰＲされていないと質疑がありました。広報紙や各自治会集会でも資料提供しているが、もっとケーブルテレビなど住民のお一人お一人にご認識いただけるようにしていきたいとの答弁がありました。８目企画振興費18節負担金補助及び交付金、住宅取得補助金、空き家リフォーム補助金について質疑がありました。前年ベースで予算取りをしている。Ｕターンに手厚い補助を目指した。Ｕターン奨励金は世帯で20万円を７件、 単身で10万円を３件、加算10万円を10件、Ｉターン奨励金は世帯で20万円を７件、単身で10万円を３件、加算10万円を10件、就業支度金は５万円を４件、結婚祝金は10万円を５件、出産祝金は第１子、第２子、第３子と５万円を３件、10万円を３件、20万円を３件とし、Ｉターン等を見込んで算出している。また、住宅取得補助金は新築で分譲宅地180万円を８件、一般住宅地150万円を２件、空き家リフォーム補助金75万円を５件、不要物撤去15万円を10件で、住宅取得補助金1,890万円、空き家リフォーム補助金525万円を計上したと答弁がありました。12目まち・ひと・しごと創生特別事業費12節委託料、14節工事請負費など、まちの縁側事業について７億1,000万円の大事業であり阿武町の生命がかかるといっても良いくらいの事業だ。皆が一丸とならなければならない。執行部の覚悟を伺いたいとの質疑がありました。それに対しこれまでも覚悟については、事ある毎に述べて来た。ただ住民の皆さんの後押しというか盛り上がりという部分では十分に伝わっていないようにも感じる。大きな看板を作るとかいった具体的な手法とか周知をする工夫を考えていきたい。阿武町全域が潤う事業にしていきたい。山陰道が出来た際にストロー現象にならないように今の内に打ち出さなければならない。伝えるのと伝わるのが違うと

いう事を胸に、これからも住民にしっかりと伝えていきたいとの答弁がありました。他に、大型のトラックの騒音対策はどうされるのか。といった質疑がありました。それに対し、冷凍車等が夜間に駐車する際に騒音が気になるといった声がこれまでもあった。夜間の駐車については、大型車が駐車出来ない工夫をとりたいとの答弁がありました。

続いて、３款民生費２項児童福祉費２目保育所運営費10節需用費賄材料費で、地産地消の観点から地元の材料の割合を知りたいとの質疑がありました。それに対し、学校給食ではデータ把握がされているが、保育園ではデータが無かった。今後は検討したいとの答弁がありました。

４款衛生費２項清掃費１目塵芥処理費12節委託料、海岸漂着ごみ処理委託料で場所、時期など決まっていて教えてもらえればボランティアとしても応援出来るがといった質疑がありました。海岸漂着ゴミは、比較的冬場のこの時期に流れつく事が多い。業者との兼ね合いもあるがオリンピックイヤーでもあり、綺麗な海岸沿いを見ていただきたいとの答弁がありました。同じく10節需用費で、ゴミ袋の種類を減らされたが効果はあったのかといった質疑がありました。これに対し、４種類を１種類にした。各ご家庭で10枚綴りを買ったら長い間使い切れないなどの問題があった。そういった面では良くなったとの声もある反面、ゴミの混在も見られるようになりゴミ収集する側で問題が発生している。利用者に対して周知を徹底していくとの答弁がありました。

６款農林水産業費１項農業費３目農業政策費18節負担金補助及び交付金、阿武町おいしいものづくり活動支援補助金、おそらく６次産業の事と思うがとの質疑がありました。それに対して、県単独事業農山漁村起業育成事業といったものがあったが平成30年度で廃止となってしまった。それの穴埋めとすべく事業として加工機械の購入を目的とし、上限50万円とし半額の25万円を補助しようとするもので、起業家支援では、起業化する店舗仮設に伴う費用、原材料、

広告費、家賃なども対象に入るが、今回のおいしいものづくり活動支援補助金は、加工機械購入のみであるとの答弁がありました。また、同じく18節負担金補助及び交付金、畦畔管理省力化実証事業について、大変良い事業なのですが芝を管理するのが難しいがそのあたりの管理の仕方はどう周知されるかといった質疑がありました。水稲の畦畔の草刈りの軽減につながると考えている。センチピートグラスという芝草を吹き付けている会社の指示を得ながら今後もすすめていきたいという答弁がありました。また、更に18節負担金補助及び交付金、県営農業生産力等機能強化対策事業負担金について、奈古地区の基盤整備だと思うがスケジュールはどうなっているかという質問がありました。令和２年度に実施区域の境界測量を1,300万円の事業費で行う。２年度で測量、設計、３年度でヒアリング、審査、採択決定を受けて実施設計に入る。現在、試算では、事業費は５億円。事業年度としては、令和８年までの工事期間で令和９年完成を予定している。なお、キウイフルーツについては、苗木を植えてから収穫が出来るまで時間がかかるため定植は５年度６年度から行いたい。また、併せて農業支援員、担い手の確保をしていきたいと答弁がありました。

２項林業費１目林業政策費12節委託料について質疑がありました。まず、県の森林環境税に関する事業を活用しキウイフルーツ園の日陰になっている広葉樹の伐採、その伐採で出た木を林業支援員によって薪にする。福賀地区の竹藪の伐採、人工林の今後どのように山を管理するかの意向調査をするなどを考えているとの答弁がありました。

７款１項商工費２目観光費18節負担金及び交付金で、石見空港利用拡大促進協議会負担金について、山陰側も一つとなって石見空港利用者を集客する努力はされているのかという質疑がありました。長門路観光連絡協議会でも萩、長門、益田と連携して広島等にも売り込みに行っている。すでに広島、熊本の観光バスが阿武町道の駅を利用してくれている。更にＤＭＯを戦略的に外に向け

てすすめていきたいとの答弁がありました。

８款土木費２項道路橋梁費３目過疎対策道路事業費で、亀山十王堂線のスケジュールについて質疑がありました。平成30年度から開始をしている。現在、土質調査をしている。予定では、令和５年度で完成予定である。との答弁がありました。

９款１項１目消防費13節使用料及び賃借料、自動体外式除細動器賃借料でＡＥＤの事だと思うがリースかと質疑がありました。現在全部で14台ある。内２台は社協を通じて日赤の事業から購入、或いは寄附されたものがある。あと12台はリース。日赤から寄附されたものは予備として総務課で保管している。13台は、本庁、各支所、各学校、保育園、道の駅等に設置されていると答弁がありました。

10款教育費２項小学校費２目教育振興費17節備品購入費、教材備品について質疑がありました。プログラミング教育必修化に伴いプログラミングロボットを10台購入すると答弁がありました。次に、３項中学校費２目教育振興費７節報償費、部活動指導員報償費で、現在の中学校の部活内容、指導員について質疑がありました。現在４つの部活があり、男子が軟式野球部、陸上部、女子が卓球部、バレーボール部となっている。なお、今回バレーボール部の顧問が競技に不慣れ、家庭的な事情等があり指導者をお願いする事となった。他の部についてはそういった事はないとの答弁がありました。５項保健体育費１目保健体育総務費18節負担金及び交付金、ＡＢＵスイムラン大会補助金で、今回で３回目ですがボランティアスタッフも年齢が上がっていくと難しくなろうと思うと質疑がありました。170名程度のスタッフで運営をしている。選手からも地域ぐるみで応援していただけて嬉しいとの声をいただいている。奈古地区を中心として町内各地の皆さんの協力をいただけるよう考えていきたいとの答弁がありました。

続いて 歳入の質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。他に特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号、令和２年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算、議案第20号、令和２年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算、議案第21号、令和２年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算の審議に入りました。３件ともに特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号、令和２年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入りました。１款総務費１項総務管理費１目一般管理費12節委託料、介護保険システム改修事業委託料、法改正のため改修するということかと内容について質疑がありました。それに対し、あくまでも阿武町単独の改修だと。３年ごとに介護保険計画が更新されるのだが、今回改修する事で令和３年８期計画に対応するものだと答弁がありました。11節役務費 通信運搬費について質疑がありました。先程述べたように介護保険計画８期の策定を行う際に移行調査アンケートを対象者に行う必要があり、その際の郵送料であると答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号、令和２年度阿武町簡易水道事業特別会計予算の審議に入りました。歳入で、２款使用料及び手数料１項使用料で、現在の水道の加入率について質疑がありました。昨年３月末で、奈古地区で56.3%、旧片簡水が91.2%で新しい奈古地区分が44.5%となる。毎年10件程度の加入があるのだが、加入率が伸び悩んで見えるのは空き家等による休止がそれ以上にあるためだと答弁がありました。歳出では、１款総務費１項総務管理費 １目水道施設維持管理費14節工事請負費、老朽管更新工事で、福賀地区の簡易水道は、昭和28年から始めてもう70年近くになるがいつまでにするか、他の地区の水道管も含めどのようなスケジュールであるかと質疑がありました。それに対し、福賀

地区については、昨年度上東郷地区の管を更新した。他の管については、下水道事業の際に更新をしている。今後は、水道管理台帳にしたがって耐用年数40年を目安に計画的に更新していくと答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号、令和２年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算、議案第25号、令和２年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。２件とも特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第18号から議案第25号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長　以上で委員長の報告を終わります。

続いて、これより採決を行います。採決の方法は、挙手により、１議案ごとお諮りします。

○議長　まず、議案第18号、令和２年度阿武町一般会計予算について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第19号、令和２年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第20号、令和２年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）

特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第21号、令和２年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第22号、令和２年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第23号、令和２年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第24号、令和２年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員

長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第25号、令和２年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　ここで、全員協議会のため暫時休憩します。資料を持って委員会室へ移動をお願いします。全員協議会は午後３時10分から行います。

休　憩　　15時00分

（この間、全員協議会）

再　開　　17時02分

○議長　それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長　それでは、閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。最初に、議員各位におかれましては、今議会定例会にご提案を申し上げました令和２年度予算を含む各議案等につきまして、慎重かつ活発なご審議をいただき、いずれも原案どおり可決、また、ご同意をいただき、まことにありがとうございました。心から厚くお礼申し上げます。さて、現在、新型コロナウィルスが日本国内だけではなく世界規模で猛威をふるっており、各国で、また我が国においても懸

命の対策がとられております。こうした中、全国的な対応としての小中学校の臨時休業の長期化、これが児童生徒や保護者に大きなストレスとなって、新たな問題として対応が求められております。また、人の動き、物流、或いは国際貿易が澱み、この事が世界経済に大きなダメージを与えて、株価も世界的な大暴落の状況であります。そして、この状況は、日本国内はもちろんの事本町においても顕著に現れておりまして、かなりの商工業者が大幅な販売不振に陥っているとの報告も受けております。今、国においては、これらについて新たな経済対策等を打ち出しているようでありますが、本町といたしましても、何とか大変な状況にある商工業者さんに、この難局を乗り切っていただくよう資金繰り対策として、1,000万円までの新たな運転資金の融通に対して、阿武町単独事業として、保証料及び向こう３ヶ年の借入利子を全額町で補助する阿武町新型コロナウィルス対策緊急資金制度、これを創設し、既に商工会を通じて町内の商工業者さんに通知をしたところであります。また、身近な問題として、マスクや消毒液、これの不足も一向に解消しない状況でありまして、先に行った調査の結果、町内の一部の医療機関及び福祉、公共機関等についても不足が生じておりますので、既に町が備蓄しておりますマスクや消毒液の一部を放出したところであります。正に世界を覆った未曾有の事態でありますが、町といたしましては、今後も気を緩める事なく適宜適切な対応をしていきたいと思っております。こうした中、イージス・アショアの問題でありますが、議会初日に秋田の状況をお知らせしたところでありますが、ここに来て動きがありましたので、若干情報を繋いでおきたいと思います。今年に入って立て続けに秋田県知事と秋田市長、更に自民党秋田県連会長と県連の役員が河野防衛大臣に対して、住宅地に近い新屋演習場配備には無理があり到底住民の理解は得られない旨の申し入れがなされた事はご報告申し上げたとおりであります。こうした中、ここに来て秋田県内の25市町村議会の内、３月３日の時点では配備反対の

趣旨の請願について採択が17議会、非採択が３議会、継続審議が５議会となっておりましたが、この３月議会において、秋田市を含む継続審議としておりました５議会全てが請願を採択したようであります。従って、秋田県においては請願採択が25の内22議会、非採択が３議会となったようであります。なお、非採択の３議会につきましても、聞いてみますと早い時期に請願が出て来ておりましたので再調査の結果を見極めてという意味で採択は時期尚早という意味でとりあえず不採択にしたという事情があるようであります。とりあえずお繋ぎをしておきます。今議会では、議員各位には多くのご質疑、また建設的なご意見、ご提言等もいただきましたが、私は、これらをしっかりと受け止めて参考にしながら、職員を信じ一緒になって、そして町民を巻き込んで、今一層町民のためになる阿武町らしい施策を展開していきたいと思っております。間もなく４月１日の新年度を迎え、同時に第７次の阿武町総合計画の初年度のスタートを切るわけであります。今議会初日の施政方針でも申し上げましたように、新たな時代の到来に相応しい、そして10年先、更にその先を見通した中で、繰り返しにもなりますが、正に町民の皆さんに喜んでいただける、阿武町に住んで良かったと思っていただける各種の施策を、打てば響くのキャッチフレーズの元に、タイムリーに、そして果敢に実施して参りますので、議員各位におかれましては、今後ともご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、この場を借りて、このたび議会参与として長い間お世話になりました３人の課長、梅田健康福祉課長、田中土木建築課長、そして三好出納室長、この３人が今月末をもって定年退職をいたします。従いまして、町職員として、或いは参与として議員各位にお会いするのはもしかしたら本日が最後かもしれません。この３人につきましては、ベテランとして仕事にも精通しており、私も安心して仕事が任せられ、全幅の信頼をおいていたところでありますが、

それぞれに新たな人生のステージへの門出であります。今後は、ぜひ、その新たなステージの中で本町の発展に尽力していただけたらと思っております。ここに３人になりかわり議員各位のこれまでのご孝養に感謝を申し上げたいと思います。

最後に、議員各位の今後のご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げ、今議会定例会の閉会にあたっての私からのお礼の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長　以上で町長の挨拶を終わります。

閉会にあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。

３月３日から始まりました令和２年第１回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日をもって閉会する運びとなりました。ありがとうございました。先ほど、可決されました第７次阿武町総合計画は、今後10年間の阿武町の進むべき方向を示した計画であります。計画に基づいて進められるよう我々議会もしっかりチェックをしなければという考えであります。また、総合計画の最初の年の令和２年度一般会計予算並びに７つの特別会計予算が可決されました。これから１年間、この予算によって阿武町の町づくりを進めていくわけですが、各計画に基づきそれぞれの施策が図られる事と思いますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んでいただきたいと思います。我々議会といたしましても、執行部の予算執行にも十分目配り、チェックをしていきたいと思います。また、今後も厳しい財政状況は続くと思われますし、また、少子高齢化、人口減少、更にはイージス・アショアの問題など諸問題が山積しております。しかし、その中で我々は地方創生をしっかり成し遂げていかなければなりません。夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町阿武町、選ばれる町阿武町を、次の世代に繋ぐためにも、しっかりと町づくりをしなくてはと思うところです。議員各位

におかれましても、しっかりとご尽力を賜りますようお願いいたします。また、先ほど話がありました、本定例会が最後の議会参与の方が３人いらっしゃいますが、今までの阿武町の発展並びに議会運営にご尽力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。今後も、阿武町民の１人として、阿武町の発展のためご尽力いただきたいと思います。一方、まだまだ新型コロナウィルスは収束の気配を見せていません。全国で感染者が増加する一方です。昨日は県内において４人目の感染者が発生しましたが、今後、発生者がなく普通の生活が出来る事を強く望んでいます。

結びに、皆様方の更なるご活躍とご多幸を祈念申し上げまして、甚だ簡単でございますが、令和２年第１回阿武町議会定例会の閉会のご挨拶といたします。

○議長　以上で、３月３日から本日までの21日間の全日程を終了しました。これにて、令和２年第１回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉　会　　17時15分

地方自治法第123条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　末　若　憲　二

阿武町議会議員　中　野　祥　太　郎

阿武町議会議員　市　原　旭